

CGS研究会（第2期）報告書 「今後の検討課題」（案）

本研究会においては、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に関するもの以外に、今後の検討課題となりうるものとして、以下のような議論が行われた。

（上場子会社のガバナンス）

- 支配株主のいる上場企業（「上場子会社」）について、投資家から少数株主との利益相反リスクに対する懸念が示されているのは、欧米諸国にあるような支配株主に対する事後的な責任追及等の制度的な裏付けがないことが根本的な問題であることは明確にしておく必要があるとの指摘があった。
- また、上場子会社のガバナンス強化の仕組みとして、独立社外取締役を中心に対応していくことについては、独立社外取締役も支配株主に選任される立場にあるため、その支配株主からの独立性といっても限界があり、こうした対応が実質的に機能するのか疑問があるとの指摘もあった。
- さらに、少数株主との利益相反の問題は、グローバルルールに合わせなければ結局は日本企業が不利になるので、究極的には法制化が必要であり、当面は実務指針による対応でよいが、その方向性は明示すべきであるとの意見もあった。

その他、本実務指針に関する論点のうち、今回は時間の制約上十分な議論と精査が行えず、今後の深掘りが期待されるものとして、以下の通り。

（役員インセンティブ報酬のKPIの在り方）

- ESG投資やSDGs経営の広がりを受け、役員報酬に関するKPIとして、ESGやSDGs等の非財務指標をどのように取り入れていくかについて、今後も継続的に検討していくべきとの方向性を示すべきとの意見があった。